

**省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書案」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 委託料の上限額

金700,000,000円（ポイント等原資分及び消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料のうち、ポイント等（キャッシュレス決済サービスのポイントや富山県産品ギフトカード「トヤマカード」等）原資分は530,000,000円以上とします。

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

※委託料の支払いは実績によります。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 法人等

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ③ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

- ① 共同企業体の代表者が、(1) ①～(1) ③に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ② 各構成員が(1) ④～(1) ⑨に掲げる全ての要件を満たす者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地
 エ 代表者の名称 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
 キ 構成員の責任 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和8年3月6日(金)17時までに、質問フォームから提出してください。質問に対する回答は、令和8年3月10日(火)17時までに参加者の独自企画に関わることを除き、富山県ウェブサイト内の、本実施要領を掲載しているページにて公開します。

次の質問については、受け付けません。

- ・ 他の応募者に関する質問
- ・ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

[質問フォーム] <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oVemczjl>

5 プロポーザル参加申込

本プロポーザルへ参加される場合は、令和8年3月13日(金)17時までに参加申込フォームによりお申込みください。

申込後事情により参加を辞退する場合は、令和8年3月18日(水)17時までに辞退届出フォームにより辞退の届出を行ってください。

[参加申込フォーム] <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=E63SIiDr>

[参加辞退フォーム] <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=TV4tEJ1R>

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第1号)
- ② 企画提案内容(任意様式。ただし、A4判40ページ以内とする。)

別紙仕様書案を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・別紙仕様書案を踏まえた企画の内容、業務スケジュール
- ・キャッシュレス決済サービスのポイントや富山県産品ギフトカード「トヤマカード」等の交付体制、交付に要する期間の目安
- ・登録店舗への働きかけや利用者への周知の内容、期間の目安
- ・情報セキュリティ対策（個人情報の保護等）
- ・その他、仕様書に記載された内容以外に追加可能な企画提案

③ 業務実施体制（任意様式）

以下の内容を記載してください。

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。
- ・本委託業務に関連する事業の実績があれば、その概要を記載してください。

④ 概算見積書（任意様式）

上記「2(4) 委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務の実施に伴う全ての経費（ポイント等原資分及び消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。また、経費の内訳がわかるように記載してください。

⑤ 参加者の概要がわかる資料（任意様式。会社概要パンフレット等）

共同企業体の場合は、各構成員の概要がわかる資料も提出してください。

(2) 提出方法

電子メール（PDF形式で添付。必ず電話で到達確認をしてください。）
 なお、ファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前に連絡ください。

(3) 提出先 富山県 生活環境文化部 環境政策課 地球環境係

E-Mail : akankyoseisaku@pref.toyama.lg.jp

電話番号：076-444-8727（直通）

(4) 提出期限 令和8年3月23日（月）17時（必着）

(5) 提出に当たっての注意事項

提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできません。

7 審査

(1) 審査方法

審査は、上記6で提出された企画提案書等の書面について、審査員が別紙「省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、次の①から④の方法により実施します。

なお、プレゼンテーション審査は行いません。

① 審査員ごとに採点し、審査員ごとに参加者の順位を付けます。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
秀	5点	10点	15点
優	4点	8点	12点
良	3点	6点	9点
準良	2点	4点	6点
可	1点	2点	3点
不可	0点	0点	0点

※いずれかの審査項目において、不可と判断された場合は失格とします。

② ①で「1位」の数が最も多い者を契約候補者とします。

③ ②で「1位」の数が同数の場合は、①の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高

いものを契約候補者とします。

- ④ ③で平均点が同点の場合、次のアからエの方法で契約候補者を選定します。
- ア 「秀」の数が最も多い者を契約候補者とします。
 - イ 「秀」の数が同数の場合は、「優」の数が最も多い者を契約候補者とします。
 - ウ 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が最も多い者を契約候補者とします。
 - エ 「良」の数も同数の場合は、審査員の多数決により契約候補者を選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果は、参加者に書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ウェブサイトの「公募型プロポーザル」ページで公表します。

なお、審査結果に関する質問については回答しません。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 他の参加者と、企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

8 契約手続き等

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、県と契約候補者との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合、7の審査結果において次点の者と協議することとなります。

9 その他

- (1) 提出する案は、参加者1者につき1案とします。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (4) 受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、受注者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (5) 本件の契約締結は、当該業務に係る重点支援地方創生臨時交付金の翌債が承認されることを条件とします。
- (6) 募集及び契約は、富山県の都合により中止することがあります。

10 スケジュール

令和8年2月27日(金)	公募開始(県HPに実施要領等掲載)
令和8年3月6日(金)17時	質問の提出期限
令和8年3月10日(火)17時	質問への回答
令和8年3月13日(金)17時	参加申込期限
令和8年3月18日(水)17時	参加辞退期限
令和8年3月23日(月)17時	企画提案書等の提出期限
令和8年3月27日(金)以降	契約候補者の選定